

※※※※※※※※※※※※※※※※
※ 定 款 ※
※※※※※※※※※※※※※※※※

インテグラル株式会社

最終改訂 2023年7月18日

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、インテグラル株式会社と称し、英文にては、Integral Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 第二種金融商品取引業
2. 投資助言・代理業
3. 経営及び財務に関するコンサルティング業務
4. 経済、産業、有価証券及び投資業務に関する情報の提供業務及び助言業務
5. 投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合に係る資産の運用及び管理並びに運営
6. 投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合への出資
7. 投資業務
8. 金銭の貸付及びその媒介
9. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(会社の機関)

第5条 当会社には、次の機関を置くものとする。

- 1.取締役会
- 2.監査役
- 3.監査役会
- 4.会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 1 億 1,640 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株

主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集及び決議の省略)

第22条 取締役会は、取締役会が定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。

3 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会において選定する。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載又は記録

し、出席取締役及び出席監査役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に 10 年間備え置くものとする。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

3 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

第1条 定款変更案第18条の規定の新設は、当社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2 本附則第1条は、前項の定款変更の効力発生後、これを削除する。

上記は当会社の定款に相違ありません。

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

インテグラル株式会社

代表取締役 山本 礼二郎